

教職員と児童の連絡手段に関わる校内規程について

登別市立登別小学校

【基本的な考え】

1. 学校や職員が、児童から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報入手することに加え、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものであること。
2. 児童や保護者に対して授業、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メール等を活用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、こうした個人情報の取得や利用を一切禁止するものではないこと。（その際は、必ず保護者の同意を得、また保護者を經由して取得すること。）

○登別小学校校内規程

<児童の電話番号等の取得について>

- (1) 原則として、職員が児童個人の電話番号やメールアドレス（SNSを含む）を取得することはないものとする。
- (2) 職員と児童との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等による私的な連絡は行わないこと。
※これは、児童が使用する一人一台端末を活用した、Chat、classroomでのダイレクト投稿においても同様である。
- (3) 職員が児童の個人のメールアドレスや電話番号等を取得するのは、校務運営上必要な、『特別な場合』に限ることとし、必ず校長の許可を得た上で行うこと。また、その後使用しなくなった児童の電話番号等は直ちに削除すること。